

## 「子ども虐待対応の手引き」の改正について

### 1. 「子ども虐待対応の手引き」について

- 「子ども虐待対応の手引き」は、児童相談所などの専門機関が虐待事例に適切に対するため、支援段階や事例の特徴別に支援のあり方等を示した手引書。
- 平成 11 年 3 月に通知。以後、法律改正等に伴い改訂（改正経緯）
  - ・ 平成 12 年 11 月  
児童虐待防止法制定に伴う改訂
  - ・ 平成 17 年 3 月  
平成 16 年の児童福祉法等の改正（市町村が虐待対応機関に加わるなど）に伴う改訂
  - ・ 平成 21 年 3 月  
平成 19 年の児童虐待防止法等の改正（立入調査の強化等）、平成 20 年の児童福祉法改正（子育て支援事業の法定化等）等に伴う改訂

### 2. 今回の改正について

- 今回の改正は、平成 23 年 5 月の「民法等の一部を改正する法律」成立により、
  - ・ 親権停止制度の新設
  - ・ 法人又は複数の未成年後見人の選任など、新たな制度が導入されたこと等を踏まえたもの
- さらに、最終改正以降の死亡事例等の検証結果等の報告や当該報告を踏まえた各種通知等、児童虐待防止施策の進展を踏まえ、大幅に加筆修正
- また、従前の児童相談所の対応が中心であった記載内容から、児童相談所と市区町村の連携や市町村の対応についての記載を充実
- 改正に当たっては、有識者からなる「子ども虐待対応の手引きの改正に関する検討会」で検討を行うとともに、検討会委員のほか、各分野の専門家から執筆のご協力をいただいた。

### 3. 改正の概要

別紙のとおり

## 『子ども虐待対応の手引き（平成 25 年 8 月 改正版）』改正の概要

### はじめに

- 今回の手引き改訂の目的は、第一に平成 23 年の「民法等の一部を改正する法律」の成立、施行に伴う内容を盛り込むこと、第二に市区町村と児童相談所がより連携した取組みを行うことが求められていることから、市区町村と児童相談所が共に活用できる手引きとすることである。

### 第 1 章 子ども虐待の援助に関する基本事項

#### 1. 子ども虐待とは何か

- 身体的虐待に「叩く」行為を追加した。
- ネグレクトに、自宅に出入りする第三者が虐待行為をすることを放置することを追加した。
- 心理的虐待に「子どものきょうだいに虐待行為を行う」ことを追加した。
- 体罰は子どもにとって効果がないばかりか、悪影響をもたらす不適切な行為であることを記載した。

#### 3. 子ども虐待対応の原則

- 子ども虐待対応の原則として、子どもの安全確保の優先、家族の構造的問題としての把握、組織的な対応等の 8 点にまとめて記載した。

#### 5. 子ども虐待対応の枠組み

- 子ども虐待対応の枠組みについて、虐待の重症度に関する図を示し、重症度に応じた市区町村と児童相談所の役割分担について記載した。
- 「特定妊婦」及び「要支援児童」について、要保護児童対策地域協議会でとりあげて支援する必要があることを記載した。
- 市区町村と児童相談所がそれぞれに果たすべき役割の留意点を整理して記載した。
- 要保護児童対策地域協議会運営のあり方について触れ、個別ケース検討会議及び実務者会議の留意点について記載した。個別ケース検討会議の招集、運営等を要保護児童対策地域協議会の調整機関が実施すべきことを記載した。

#### 7. 転居した事例への対応

- 転居に伴う移管と情報提供のルールについて、全国児童相談所長会の申し合わせを基本として記載した。また、市区町村における情報提供の方法と、自治体職員の守秘義務・個人情報保護に係る規定との関係について整理して記載した。

## 第2章 虐待の発生を予防するために

1. 子ども虐待問題を発生予防の観点から考えることの重要性
  - リスク要因とともに、家族の持つストレングス（強み）にも着目してアセスメントすることが必要であることを記載した。
2. 虐待に至る恐れのある要因とアセスメント
  - リスク要因について、健やか親子21検討会報告書の記載を示した上で、保護者側のリスク、子ども側のリスク、養育環境のリスク、その他虐待のリスクが高いと想定される場合に分けて説明した。虐待のリスクが高いと想定される場合として、母子健康手帳の未交付、妊娠中に妊婦健康診査を受診しないことや出産後に乳幼児健康診査を受診しないこと等を記載した。
  - ケースワークのステージに対応したアセスメント指標の種類を例示した。
  - アセスメントにおいては、家族を構造的に理解することの必要性を記載した。
  - 地域の関係機関がアセスメント指標を共有する必要性について記載した。
3. 市区町村の子育て支援策
  - 虐待の発生を予防する上で効果のある市区町村の子育て支援策について概括的に記載した。
  - 特にリスクの高い新生児期の虐待を防止するために、妊娠期からの支援の必要性や特定妊婦の有する特性について説明した。
4. 市区町村における医療・保健・福祉の連携
  - 市区町村において、医療機関や保健機関から福祉機関へ相談をつなぐ仕組みを構築する必要性について記載した。また、妊娠期からの相談情報を広く周知する工夫が必要なことを記載した。
  - 特にリスクの高い新生児期の虐待を防止するために、妊娠期からの支援の必要性や特定妊婦の有する特性について説明した。

## 第3章 通告・相談の受理をどうするか

2. 市区町村から児童相談所への送致等をどうするか
  - 市区町村が受理した事例について、児童相談所の関与を求める場合の送致等の方法と留意点について記載した。

## 第4章 調査及び保護者と子どもへのアプローチをどう進めるか

1. 調査（安全確認）における留意事項は何か
  - 通告受理後の調査においては、子どもの安全確認を最優先した対応が必要であることを記載した。
  - 子どもに直接会うことは安全確認の必要条件であっても十分条件ではなく、他の情報と総合して判断すべきことを記載した。
  - 安全確認後は組織として危険性の判断をすることが必要であることを記載

した。

- 安全確認後も継続して状況を把握し、引き続き子どもの安全の確認を行っていく必要があることを記載した。
  - 保護者に該当しない同居人に関しても十分に調査すべきことを記載した。
6. 立入調査及び出頭要求並びに臨検・捜索等の要否をどう判断するか
- 該当する事例の中に、安全確認のための家庭訪問で子どもの目視確認を保護者が拒んだ場合を追加した。
9. 性的虐待への対応について
- 性的虐待の調査の流れと留意点について、「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン」にもとづいて記載した。

## 第5章 一時保護

### 6. 一時保護の説明

- 一時保護の判断は児童相談所の権限と責任において行うものであり、一時保護に子ども本人や保護者の同意は要件とならないことを記載した。また子ども本人と保護者に対して一時保護の理由を説明して、理解と協力を得る努力が必要であるが、それが得られない場合にも、一時保護の権限行使をためらうべきではないことを記載した。
- 一時保護は子どもの意向ではなく、児童相談所の判断で行ったことを保護者に説明すべきことを記載した。
- 初回面接時に不服申立について教示する必要があることを記載した。
- 一時保護先の変更や委託一時保護への変更は新たな行政処分ではないため、あらためて通知を発しなくてよいが変更した旨の説明を行うこと、一時保護先を知らせていない場合は変更先を伝えない場合もあることを記載した。

### 7. 一時保護中の子どもに対する援助のあり方

- 一時保護中に警察署からの聴取がある場合には、事前に十分に協議し、児童福祉司等が必ず同席することを記載した。
- 子どもに食物アレルギーがある場合もあり、健康情報と共にアレルギーについても十分な調査を行う必要があることを記載した。
- 一時保護所における年長の子どもに対する支援については、自立援助ホームへの入所など考えられる候補をあげて、子どもとともに見学をしたり体験入所を通じて、子ども自身が進路を選択できるように支援することや、福祉事務所を始め多機関との連携が必要となることを記載した。

### 8. 一時保護中に保護者が面会を希望する場合の対応

- 一時保護された保護者が最も不満に思うことの一つは、児童相談所からの連絡が遅いことや、以後の見通しについての説明が十分なされないところにあることを自覚し、子どもの様子の説明なども含めて、誠実に対応すべきことを記載した。
- 一時保護中の面会に児童福祉司等が同席することで、援助方針策定におい

て重要な情報が得られることを記載した。

- 保護者が面会を希望して強引に来所する場合や刃物等を持参して児童福祉司等を威嚇する場合等、その態様、手段が適切でない場合には、児童福祉法第33条の2に定められた児童相談所長の監護措置を不当に妨げる場合にあたり、当該行為が適切ではないことを保護者に説明し、それでも理解が得られず改善がみられない場合には、児童虐待防止法12条に基づく面会・通信の制限をとることを記載した。

#### 9. 保護者の強引な引き取り要求への対応

- 児童福祉法33条の2において、児童相談所長は一時保護を加えた児童について、親権を行う者又は未成年後見人のあるものであっても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができ、児童等の親権者等は、当該監護措置を不当に妨げてはならないと規定されていることについて記載した。

#### 10. 家庭復帰させる場合の子ども・保護者への指導上の留意点

- 家庭復帰させる場合には、保護者が地域の関係機関から適切な援助を受けられるように支援するため、市区町村に対して援助内容を伝え、援助内容の決定にあたっては、市区町村（要保護児童対策地域協議会）とともに事例検討を行い、各機関が具体的に支援する役割を決めることを記載した。

また、一時保護中に保護者が児童相談所の管轄外に転居した場合には、一時保護の解除には特に慎重になる必要があるため、保護者の住所を管轄する児童相談所と連絡をとり、家庭復帰の適否を協議すべきことを記載した。

#### 12. 一時保護が2か月を越える場合の対応

- 平成23年児童福祉法改正に伴い導入された、保護者の同意なく一時保護が2か月を越える場合の児童福祉審議会の意見聴取について記載した。この場合の一時保護の継続は新たな行政処分ではないため、通知は必須ではないことを記載した。

## 第6章 診断・判定及び援助方針の決定をどのように行うか

### 1. 各種診断はどのように行うか

- 社会診断においては、家庭状況が常に流動的なことに留意して適宜見直す必要があることを記載した。
- 社会診断において、子どもの生育歴と家族の生活歴の聴き取りを重視すべきことを記載した。

### 3. 援助方針はどのように作成するか

- 市区町村における援助方針決定のためのケース検討会議は、要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議とは異なるものであり、市区町村として責任を持った判断を行わなければならないことを記載した。

### 4. 援助方針について保護者、子どもにどう説明するか

- 保護者は施設長や里親のとる措置を不当に妨げてはならないことを、施設入所又は里親委託承諾時に保護者に伝えることを記載した。
- 児童福祉司指導の決定通知書に、児童福祉司指導の理由と援助内容、保護者が果たすべき責任について記入することを記載した。

#### 5. 児童相談所の決定を受け入れない保護者への対応

- 児童相談所の決定を受け入れず、児童相談所と対立関係になった場合の対応方法と留意点について、「児童虐待事例で対峙する保護者への対応に関する研究（ガイドライン）」（子ども未来財団、平成23年3月）にもとづいて概要を記載した。

### 第7章 親子分離に係わる法的対応をどう進めるか

- 平成21年版子ども虐待対応の手引きで第6章に記載されていた児童相談所の法的対応について、章を独立させて記載した。

#### 2. 家庭裁判所による子どもの里親委託又は児童福祉施設等への入所の承認

- 平成25年1月に家事事件手続法が施行されて以降は、申立文書が原則開示になることに伴い、記録の作成においては保護者側に開示されても良い形で作成するように記載。また非開示を求める場合の裁判所への申出書の提出について記載した。
- 家庭裁判所から都道府県等に対する保護者指導の勧告にあたって、指導勧告書の写しを保護者に対して送付を求める場合の上申手続きについて記載した。

#### 3. 家庭裁判所による親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判並びにこれらの審判の取消しの請求

- 平成23年の民法改正にともない新たに導入された親権停止等の制度について解説した。あわせて児童福祉法28条との関係についても記載した。

#### 4. 児童相談所長の権限と親権との関係

- 平成23年の児童福祉法改正により、子どもの監護に関する施設長、里親、児童相談所長の措置を親権者は不当に妨げてはならない規定されたことについて解説した。また、親権者が不当に妨げた場合の対応について、医療ネグレクトに対する対応を含めて記載した。

#### 5. 法的分離手続の実際

- 家事事件手続法施行に伴い条文を変更した。

### 第8章 児童福祉審議会の意見聴取をどう進めるか

#### 1. どのような事例を児童福祉審議会に諮るか

- 保護者の意に反して一時保護が2月を超過する場合及び28条申立てまたは親権停止により施設入所した子どもが家庭復帰する場合を追加した。

## 第9章 在宅における援助をどう行うか

### 1. 在宅援助の基本的考え方と方法

- 在宅援助としてよい事例の条件とされている項目のうち、いずれかが欠けている家庭の場合には、アセスメントを強化して在宅指導の妥当性を検討すべきことを記載した。
- 児童相談所の在宅援助における、児童福祉司指導と継続指導の違いについて説明し、児童福祉司指導の活用を進めるように記載した。
- 学校及び保育所から市町村または児童相談所への定期的な情報提供に関する指針に関して記載した。

### 4. 要保護児童対策地域協議会の活用

- 在宅援助における進行管理の留意点について記載した。
- 在宅援助におけるアセスメントシート例を掲載した。

## 第10章 施設入所及び里親等委託中の援助

### 1. 施設入所中及び里親等委託中の子どもとその家庭への関わり

- 施設入所中及び里親等委託中に児童相談所が行うケースワークの進め方について、入所に当たっての子どもと保護者への説明と同意、家族分離の心的負担を和らげるための対応、施設・里親との協働による支援方針の設定、入所・委託後の支援方針の見直し等の各項目について記載した。

### 4. 家族再統合プログラムの考え方と実際

- 家族再統合プログラム例を具体的に示すとともに、当事者参加や段階的な親子交流の必要性、児童福祉施設と連携して取り組むべきことについて記載した。

### 5. 家庭復帰の際の支援

- 子どもが家庭に復帰する際に留意すべき点や地域の支援体制構築のあり方及び家庭復帰後のアフターケアについて記載した。家庭復帰前には地域の関係機関とともに個別ケース検討会議を開催すべきことや家庭復帰後少なくとも6か月間は児童福祉司指導等の措置を採るべきことを記載した。

## 第11章 児童相談所の決定に対する不服申立について

### 1. 行政不服審査とは何か

- 一時保護所から一時保護委託に場所を移した場合等の不服申立期間の起算日は最初に一時保護がされたことを知ったときであることを記載した。

### 2. 行政不服申立にどう対応するか

- 一時保護決定通知書や措置決定通知書には理由を明確に記載し、手渡しの際には不服申立ができる旨の教示を行うことが必要であることを記載した。

## 第12章 関係機関との協働

### 2. 市区町村の母子保健部門との連携

- 乳幼児健康診査を未受診の家庭で支援が必要と考えられる場合には、要保護児童対策地域協議会で情報を共有し、状況を把握して支援につなぐように記載した。また居住実態が把握できない家庭については、市区町村児童福祉担当部門が調査を実施し、それでも把握できない場合には児童相談所の対応を求めるなどして、子どもの安全確認・安全確保に努めるべきことを記載した。

### 3. 児童委員との連携

- 児童委員に調査を依頼する際には、何をどこまですればいいのか等、具体的な調査項目や手法を明確に示すことが重要であることや、調査を終了したり、相談を終結する際には、児童委員へその旨連絡することを徹底することを記載した。

### 5. 保育所、幼稚園・小学校・中学校等との連携

- 学校長等は、教職員から虐待を疑う情報が寄せられた場合には積極的に受け止め、虐待と断定できなくとも疑わしい場合には通告の義務があることを記載した。
- 学校等からの出欠状況の定期的な連絡について記載した。
- 児童相談所が緊急に保護した場合、学校等から保護者に対しては、子どもへの虐待が疑われる場合に学校等は通告する義務があること、一時保護等は児童相談所の判断であり、学校等が決定したものではないことを伝えてもらうことを記載した。また、児童相談所は通告元を明かすことはできないことをはっきりと伝える旨を記載した。

### 6. 医療機関との連携

- 要保護児童対策地域協議会への医師会や医療機関の参加をすすめる必要があることを記載した。
- 医療機関から診断書や意見書の提供を求める場合には、虐待であるという断定でなくても、不自然な外傷であり虐待の可能性もあるという診断書で十分であることを伝えることで診断書や意見書を書きやすくなることを記載した。
- シェーキングや代理によりミュンヒハウゼン症候群などの事例では医学的判定が重要な証拠となるため、法医学の専門家を確保しておき、セカンドオピニオンをとるなどの必要があることを記載した。

### 7. 警察との連携

- 警察官との人事交流、警察署との合同での研修の必要性について記載した。

### 10. 配偶者暴力相談支援センター及び婦人相談所との連携

- 母子が保護された後の支援について、婦人相談所等と十分に連携し、さら



に母子を分離する必要がある場合には母子生活支援施設等と連携して対応すべきことを記載した。

#### 1 1. 民間虐待防止団体との連携

- 民間虐待防止団体の活動内容と特徴を説明し、民間虐待防止団体と連携する上での留意点を記載した。

### 第13章 特別な視点が必要な事例への対応

#### 1. きょうだい事例への対応

- 虐待通告を受理した子どものきょうだい全員について、必ず安全確認を実施すべきことを記載した。この場合、他のきょうだいにも虐待が認められた場合にはその虐待内容で受理して対応する。また、虐待通告を受理した当該子どもに虐待が認められたが、他のきょうだいについては虐待が認められなかった場合には、他のきょうだいについては心理的虐待として受理して対応する。虐待通告を受けた当該子どもにも他のきょうだいにも虐待が認められなかった場合には、他のきょうだいについては受理しないこととする。とりわけ、虐待通告を受けた当該子どもを一時保護や施設入所等させた場合には、他のきょうだいについては定期的な安全確認とアセスメントを行う必要がある。

#### 4. 特定妊婦や飛び込み出産への対応

- 特定妊婦や飛び込み出産の事例について、各機関が果たすべき役割を説明し、支援する上での留意点について記載した。

#### 5. 乳幼児揺さぶられ症候群が疑われる場合の対応

- 乳幼児揺さぶられ症候群事例の特性を説明し、通告受理後の対応方法及び再統合のあり方について記載した。

#### 6. 代理によるミュンヒハウゼン症候群への対応

- MSBPを疑う徴候と診断の手順について記載し、親子分離を原則とすること、安易な家庭引き取りを避けるべきことを記載した。

#### 7. 転居を繰り返す事例への対応

- 転居を繰り返す事例の特性について説明し、対応方法について記載した。

#### 9. ステップファミリーの事例への対応

- 養継親子関係が抱えやすい問題と支援上の留意点について記載した。特に施設入所中若しくは里親委託中に家族形態が変化した場合には、丁寧に引き取りを進めるべきことを記載した。

#### 10. 18歳若しくは19歳の子ども等への対応

- 18歳若しくは19歳の子どもの有する困難と、相談対応の方法や活用できる社会資源について記載した。

1 2. ネグレクト事例への対応

- ネグレクト事例の特徴を解説し、対応上の留意点について整理して記載した。

1 3. 心中事例に対する考え方

- 虐待重大事例等検証委員会において検証対象となっている心中事例の特性について解説し、心中事例の防止に向けた対応について記載した。

**第14章 虐待重大事例に学ぶ**

- 虐待重大事例等検証委員会でのこれまでの報告書から、虐待重大事例の特徴を示し、対応上の留意点を整理して記載した。

「子ども虐待対応の手引き」（平成 25 年 8 月改正版）  
協力者一覧

※五十音順、敬称略

◆ 子ども虐待対応の手引きの改正に関する検討会委員

安部 計彦	西南学院大学
磯谷 文明	くれたけ法律事務所
奥山 真紀子	国立成育医療センター
影山 孝	東京都多摩児童相談所
○川崎 二三彦	子どもの虹情報研修センター
才村 純	関西学院大学
佐藤 拓代	大阪府立母子保健総合医療センター
山本 恒雄	日本子ども家庭総合研究所

(○は座長)

◆ 執筆協力者

安部 計彦	西南学院大学
磯谷 文明	くれたけ法律事務所
市村 好弘	大阪市こども相談センター
猪俣 武久	東京都児童相談センター
奥山 真紀子	国立成育医療センター
影山 孝	東京都多摩児童相談所
加藤 曜子	流通科学大学
上川 光司	東京都児童相談センター
川崎 二三彦	子どもの虹情報研修センター
小出 太美夫	子どもの虹情報研修センター
才村 純	関西学院大学
堺 豊史	大阪府東大阪子ども家庭センター
坂入 健二	葛飾区子ども総合センター
佐藤 隆司	神奈川県中央児童相談所
佐藤 拓代	大阪府立母子保健総合医療センター
新内 康丈	東京都児童相談センター
鈴木 浩之	神奈川県中央児童相談所
野村 武司	獨協大学法科大学院
浜田 真樹	浜田・木村法律事務所
藤岡 香	大阪府中央子ども家庭センター
増沢 高	子どもの虹情報研修センター
山本 恒雄	日本子ども家庭総合研究所
吉田 恒雄	駿河台大学
渡辺 忍	日本福祉大学